

介護保険主治医意見書 情報提供書(問診票)

運用開始 2020年1月6日～

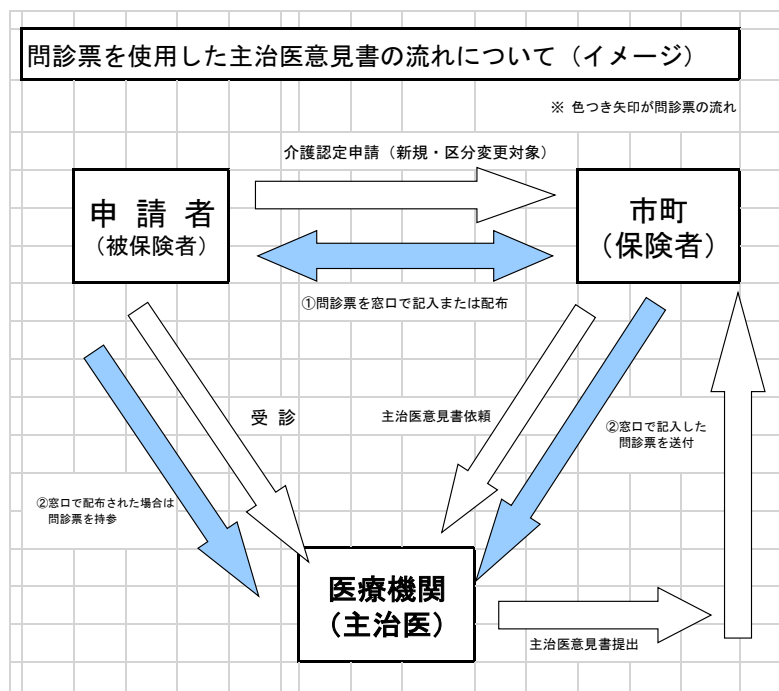
使用対象者 新規申請者、及び区分変更申請者

使用見直し 約半年後に行う。更新申請の際にも運用検討していく。

運用目的 主治医に生活状況の情報を伝えることにより、具体的な介護サービスの必要性が明らかになる。主治医意見書情報が充実することによって、介護認定審査時に医療情報が的確に反映され、生活の実態に即した介護度が得られ、医療情報を反映した介護サービス提供に結びつく。主治医意見書の「参考資料」の位置付けである。

運用の流れ

1. 申請窓口で作成する(申請窓口・・・各市町介護保険受付または担当ケアマネージャーが申請代行)
2. 申請者が記入するが、窓口担当者が補佐する。
3. 主治医意見書送付とは別便にて、各医療機関ごとに送付する(宛名は主治医名)
4. 各医療機関内で、各主治医へ配布する
5. 原本は医療機関へ送付された問診票である。書類管理については医療機関ごとに行い、廃棄についても同様。
6. 転医した場合は、元医療機関から転医先へ送付をお願いする(不明な場合は行政窓口へ連絡をお願いする)
7. 認定調査時、調査員が情報提供書情報を参考とする場合がある(市町により運用が異なる)



運用に際しての問い合わせ

安房医師会/館山市 高齢者福祉課 介護保険係/南房総市 健康支援課/鴨川市 健康推進課 介護保険係
/鋸南町 保健福祉課 福祉支援室